

たかまる通信

第21号 2014.6.16
討議資料

発行/福岡たかまる後援会 TEL0952-20-0111



参議院選挙制度について

日本国憲法は第14条で「法の下での平等」を定めています。そして、国会議員は、衆・参ともに「全国民を代表する」と規定されています。

一人の国会議員を選ぶ選挙区民の人口に大きな差があると、一票の価値にも差が出てしまい、法の下での平等に反するというのが、裁判所の憲法判断です。

佐賀県においては、次回の衆議院選挙において小選挙区が3区から2区に減少することが決まっています。そして参議院においても、格差是正に向けた議論がスタートしました。

私は、国会議員を選ぶ際には、人口だけでなく国土の面積や地域性も考えるべきだと思います。

アメリカにおいては、上院は人口にかかわらず、各州2名とされているように、日本においても参議院は各都道府県2名とするなど、地域代表のような意味合いをもたせれば、参議院が衆議院のカーボンコピーと揶揄されるような状況は解消されるでしょう。

自民党の憲法改正草案では「各選挙区は、人口を基本とし、行政区画、地勢等を総合的に勘案して定めなければならない」とされていて、この部分のみでも憲法を変える意味はあると考えています。

しかし、憲法改正には時間がかかることが予想されることから、現行憲法下で格差を見直すことが選挙制度協議会の議論の前提となっています。

私は、都道府県、基礎自治体による行政運営が基本である現状において、参議院の地方区は従来通り都道府県単位を極力維持すべきと考えています。

しかしながら、人口約60万人の鳥取県と約1300万人の東京都を考えると、都道府県単位で定数を大幅に増やすことなく格差を是正することが容易でないことも事実です。

最高裁判決では「より適切な民意の反映が可能となるよう、単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ、できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる不平等状態を解消する必要がある」と述べています。

そこででてきたのが、人口が少ない県は隣県と併せて1つの選挙区とする「合区」案です。

与野党の代表からなる参議院選挙制度協議会の協座長案では福岡県と佐賀県を合区して定数を3とする案になっています。定数2の福岡県と定数1の佐賀県を合わせて定数が3になるということは、定数は変わりませんが、福岡県の人口は佐賀県の約6倍もあり、佐賀県が代表を参議院に送ることが極めて困難なことは明白です。一方、長崎県との合区を提唱する方もおられますが、その場合は合区しても定数が1のままになります。佐賀県の人口の約85万人に対して長崎県の人口は約140万人ですから、その場合も佐賀は厳しい状況におかれます。

九州を1つのブロックとする選挙区案もありますが、カバーする範囲が広すぎるため、地道な日常活動が行えず、著名人や大きな団体の代表の人ばかりが選ばれてしまう懸念があります。

都市部と地方の格差も叫ばれる中、今回の選挙制度改革案によって人口の少ない地域は国政に代表者を送ることも叶わなくなり、地方の声がますます届かなくなるのではとの懸念を多く頂きます。

これから慎重に議論を行っていかねばいけません。都市部に偏重することなく、様々な地域の多様な声が国政に届く着地点を見出していきたいと思います。

たかまるサポーターを募集しています！

政治とカネの問題が取りざたされる中、私の事務所でも経費節減に努めています。それでも、政治活動にはお金がかかります。そんな私の政治活動をサポートしていただける方を募集しています。年間で1口2千円から(千円単位)お願いさせていただいています。皆様の暖かいお気持ちで、福岡たかまるを育てて下さい。お力添えをよろしくお願いいたします。

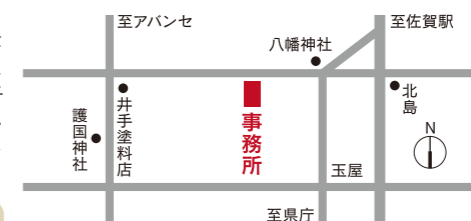
郵便振込

口座記名番号：01700-2-76522

口座名義：たかまろう21

※専用の振込用紙も用意しています。事務所に一報頂ければお届けします。

参議院議員 福岡たかまる事務所



【佐賀事務所】
〒840-0826 佐賀市白山一丁目4-18
TEL0952-20-0111
FAX0952-20-0666

【国会事務所】
〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1
参議院議員会館919号室
TEL03-6550-0919
FAX03-6551-0919

ブログ毎日更新中 www.takamaro.jp

内閣府大臣政務官兼復興大臣政務官として担当している業務のひとつに消費者行政や食の安全があります。これらを所管しているのは消費者庁です。新しい省庁なのでまだ皆さんにあまり馴染みがないかもしれませんが、今号では消費者庁の仕事についてご紹介したいと思います。

私が政務官に就任した直後の昨年10月に阪急阪神ホテルズに端を発したメニュー偽装表示問題は、リッツカールトンや帝国ホテルなどの一流ホテル、百貨店等からも次々と偽装表示が全国的な規模で発覚し、大きな騒動となりました。年末には冷凍食品への農薬混入事件が発生し、大手スーパーのプライベートブランド(PB)商品に製造者名が記号によって省略され、その情報提供が迅速になされなかったことが、商品の回収の遅れの要因として問題になりました。くしくも、昨年12月にユネスコ(国連教育科学文化機関)が、和食を世界無形文化遺産に登録を決めたなかで、このような事態は、国内外の「日本の食」に対する信頼を揺るがしかねません。

また高齢者の方の消費者トラブルも近年急増しています。訪問販売や電話勧誘販売による投資話、健康食品の送り付けなどが挙げられますが、高齢者の消費生活相談件数を2008年度を基準に見ると2013年度までの5年間で62%も増加しています。高齢者(65歳以上人口)の伸び率(13.1%増)と比較して

もそれを大きく上回っています。なかでも健康食品の送り付け商法の被害が増え、また電話勧誘による2次被害にあう高齢者の方も増加しています。

※万が一、このようなトラブルにあった場合は、最寄りの消費者生活センターや「消費者ホットライン」(☎0570064370)にご相談ください。

消費者庁はもともと、ガス瞬間湯沸かし器中毒事故や中国製冷凍ギョーザ事件などの製品・食品事故等で、対応が後手に回った縦割り行政を解消するために、2009(平成21)年9月に内閣府の外局として創設されました。各省庁がバラバラに扱って起きる「たらい回し」や規制する法令のない「法のすき間」の

